

新発田市交通安全対策会議通学路交通安全部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新発田市交通安全対策会議規則（平成13年新発田市規則第47号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき設置する新発田市交通安全対策会議通学路交通安全部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 通学路交通安全プログラム案の策定に関すること。
- (2) 合同点検実施箇所の公表方針案の策定に関すること。
- (3) 通学路合同点検箇所の実態把握、対策案の検討、対策実施後の効果検証案及び改善方法検討案の策定に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要と認められること。

(部会長及び部会員)

第3条 部会の部会長は、教育長をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。
- 4 部会員は、対策会議の委員又は委員が所属する機関及び団体の職員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から実施した。